

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

| 番号 | 契約の名称 | 契約期間 | 契約の相手方 | 契約年月日 | 契約額 | 契約の相手方とした理由 |
|----|------------------------|---------------------------|---|----------|----------|---|
| | こどもの遊び場・児童遊園 樹木管理業務 | 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで | 公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1 | 令和6年4月1日 | 304,000円 | 参加資格を有するものであり、見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。 |